

公明党山口県本部「企業・団体等との政策懇談会」

山口県社会福祉法人経営者協議会
会 長 内 田 芳 明



人口減少、少子高齢化の進行等による社会構造の変化、地域社会の変容等、社会福祉法人を取り巻く環境は大きく変化しています。そうした変化に適切に対応するためには、良質な福祉サービスの安定的・継続的な提供にとどまらず、地域に潜在する幅広い福祉ニーズの支援に取り組むことが重要です。

こうした社会福祉法人の使命と役割を果たすためには、なお一層の法人経営基盤の強化、福祉人材の確保・定着・育成のための処遇改善及び資質向上を図ることが必要となります。

本会は、下記のとおり、2024（令和6）年度の国の施策、予算に関する要望事項をとりまとめました。

これらの趣旨を十分踏まえられ、今後の予算編成や施策立案にあたり、実効性をもって反映されるよう要望します。

記

【税制要望事項】

1 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持について

(1) 社会福祉法人の法人税非課税の堅持

社会福祉法人は、その非営利性・公共性のもとに税制優遇の対象となっており、また、人口減少・超高齢化に伴う労働力人口の減少や社会経済状況の変化の中、社会福祉法人が地域において果たすべき役割はますます重要になっています。加えて、新型コロナウイルスや物価高騰の影響で新たに顕在化した課題を含め、社会福祉法人は多様な課題を抱え困窮する人々を支援するセーフティネットとして、他の法人とは異なり重い責務を担いながら、前面に立って下支えしています。社会においてなくてはならない組織となるため、地域公益活動を活発に実施していく決意のもと、社会福祉法人の基幹の仕組みである現行の社会福祉法人に対する法人税非課税の堅持を引き続き強く要望します。 (重点・継続)

(2) 社会福祉法人の軽減税率、みなし寄附金制度の堅持

公益目的としての財源確保を後退させる軽減税率及びみなし寄附金制度の見直しは、社会福祉事業や公益的な諸活動の取組拡大を阻害するものであり、現行制度の堅持を要望します。 (継続)

【要望事項】

1 物価高騰への支援の拡充について

各社会福祉施設においては、ここ数年の新型コロナウイルスへの対応のための様々な負担に加え、このたびの物価高騰が経営に大きな影響を及ぼしています。

物価高騰が長期化すれば、社会福祉施設の運営はさらなる打撃を受けることとなり、社会福祉法人としての使命と役割を果たしていくことが困難となる恐れがあります。

ついては、介護報酬等の社会福祉施設の運営に係る各種公的価格に物価高騰の影響を適切に反映させることが必要であり、物価高騰等が社会福祉施設の運営に影響を生じさせないための報酬改定や国庫補助金の基準単価等の見直しについて要望します。
(重点・継続)

2 新型コロナウイルス禍における事業継続への支援について

平時から福祉施設・事業所では、感染症対策を徹底的に行っており、必要経費も嵩んできています。こうした状況を踏まえ、事業継続するための制度、支援体制の構築を引き続き要望します。

また、クラスターの発生につながる福祉施設・事業所の利用者及び職員へのワクチンの優先接種については、今後も引き続き戦略的かつ計画的なワクチンの確保を行い、希望する者のワクチン接種が円滑に図られるよう要望します。

(継続)

3 介護福祉士等の国家試験における試験会場等について

例年1月末頃に実施する介護福祉士国家試験について、中国5県では、山口県のみ試験会場が設置されていません。

県内の介護人材を確保するための対策としても山口県で受験できるよう試験会場の設置の検討を要望します。

なお、社会福祉士や精神保健福祉士の国家試験についても、全国的に会場が少ないという状況がありますので、改善されるよう要望します。
(継続)

4 福祉避難所の運営に対する支援について

災害時に社会福祉法人・福祉施設は、その専門的機能や設備を生かして、地域の要配慮者等を受け入れる役割があり、多くの社会福祉法人・福祉施設では、福祉避難所の指定を受けています。

近年発生している大規模災害においては、福祉避難所の運営において、要配慮者への相談支援や介護、生活環境の改善等の専門的な支援をはじめ、様々な福祉ニーズに対応するための体制や環境整備が必要となっています。

こうした福祉避難所の運営は、通常業務に加えて対応していることから、利用者及び避難された要配慮者の支援が適切に行えるよう、必要な人的支援体制や財政支援を図られるよう要望します。(継続)

5 災害時の社会福祉法人・福祉施設の事業継続・再開に向けた取組支援について

社会福祉法人・福祉施設では、利用者の生命を守るため、災害時においても事業継続計画の策定を進めています。また、地域住民の避難所や要配慮者の福祉避難所となっている社会福祉法人・福祉施設も多くあり、地域の福祉拠点としての役割を果たすべく取組を進めています。

社会福祉法人・福祉施設が災害時においても円滑に事業継続・再開を図れるよう、事業継続計画の策定や具体的な訓練に対して、行政の関与や研修の実施、必要な財政支援を図られるよう要望します。(継続)

6 社会保障・社会福祉制度の拡充のための財源確保について

(1) 2024（令和6）年度社会福祉関係予算の確保

近年、社会福祉法人の経営状況は悪化しており、約3割の法人が赤字という厳しい状況にあります。福祉サービスの提供体制の強化の重要性はますます強くなる一方です。

各福祉サービスの2024（令和6）年度予算の財源確保、及び国民の福祉向上のために将来にわたり安定的に運営ができる財源確保を図られるよう要望します。

(継続)

(2) 福祉人材の確保定着のために「さらなる処遇改善」を

令和4年6月7日閣議決定された2022骨太方針（経済財政運営と改革の基本方針）2. 持続可能な社会保障制度の構築（全世代型社会保障の構築）において、「公的価格の費用の見える化等を行った上で、職種毎に仕事の内容に比して適正な水準まで賃金が引き上がり、必要な人材が確保されること等を目指して、現場で働く方々の更なる処遇改善に取り組んでいく。」と「公的価格の抜本的見直し」や「さらなる処遇改善」について示されておりましたが、令和5年6月16日閣議決定された2023骨太方針ではそのことについて触れられておりません。福祉従事者に対して全産業との賃金格差を是正するために令和4年2月から収入の3%程度月額9,000円の処遇改善が実施されましたが、経済界における今期の春闘での賃上げは3.8%月額11,844円され、他産業との差が拡大するばかりであり、人材確保どころか、維持することも困難な状況であります。今こそ、大幅なさらなる処遇改善を実現していただくよう要望します。(新規)

(3) 特定処遇改善加算の配分基準や人員配置基準の見直しによる福祉人材のさらなる処遇改善を

2019（令和元）年10月より福祉・介護職員処遇改善加算に特定処遇改善加算が追加されました。これらの加算制度は、その配分対象基準が規定されており、職員全体に公平に配分される加算とはなっていません。

同じ職場内で働いていながら、職種による待遇の格差は、法人・施設内での深刻な内部矛盾を生じさせます。この特定処遇改善加算については、法人の裁量で職員全体の処遇改善の仕組みに改善し、報酬本体へ盛り込むよう強く要望します。

このような状況では、福祉業界で働く職員の獲得や定着にも大きな支障をきたすため、福祉施設・事業所の最低基準や人員配置の見直し（増員）をするとともに、事業種別や職種に関わりなく、さらなる処遇改善が図られるよう要望します。

また、同じ福祉・介護の業務を行っていながら、処遇改善加算の対象となっていない施設（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、救護施設）や、処遇改善が行われていても施設や事業種別により改善の内容が異なっています。（継続）

(4) 最低賃金の引き上げについて

最低賃金の改定について、上昇幅が大きすぎて福祉サービス事業所ではその対応に苦慮する実態があります。すでに勤務している時間給労働者との賃金差や時間給が高くなることによる扶養範囲内で働く職員の勤務時間が短くなることなど問題は少なくありません。さらには、福祉施設、事業所等の収入が増えない中で、最低賃金の引上げにより、人件費だけが增加していくことに対応できません。処遇改善や報酬単価増と合わせて実施していただくよう要望します。（新規）

(5) 消費税率引き上げ後の経営状況の検証に基づく適切な対応

2019（令和元）年10月より消費税率が引き上げられましたが、今後も増収分については、福祉サービスの各報酬や施設運営費、措置費等の充実・安定化に向けた財源に確実に充当されるよう要望します。（継続）

7 福祉人材の確保、定着、育成等の対策の強化について

(1) 福祉人材確保の道筋について

あらゆる福祉人材の確保が困難になります。たとえば第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、2040年度には約280万人必要であり、2019年度（211万人）から新たに69万人確保する必要があるという推計値が示されておりますが、ここには今いる211万人の定年退職などによる減少は考慮されておらず、69万人どころかその倍以上の新たな介護人材を確保する必要があると考えます。このことについて、働きやすい職場づくりや働きがいのある職場づくり、処遇改善による福祉現場で働くことの魅力向上の具体的取り組みなど、福祉人材確保の道筋をお示しいただくよう要望します。（新規）

(2) 働きやすい職場づくりのための総合的な施策の推進

福祉の現場においては、現在、福祉人材の確保、定着等が切実な課題となっており、慢性的な人手不足により過重な勤務を余儀なくされる職員は、疲弊し、体力的、精神的な余裕を失っています。

人が人に関わり、支える福祉の現場の人材確保・育成・定着は喫緊の課題です。

こうした状況の中、福祉人材の確保及び育成・定着を進めるためには、幅広い人材の参入促進、さらなる処遇改善、職員配置の拡充、キャリアパス構築の支援をはじめ、福祉の職場に関するより一層のPRや社会的評価の向上等、総合的な福祉人材確保施策の拡充を要望します。 (継続)

(3) 福祉人材の確保におけるハローワークなどの機能強化について

福祉人材を確保するため、やむなく有料職業紹介事業者に頼らざるを得ない状況があるなか、高い手数料が求められることや、転職勧奨やお祝い金目当ての早期離職の問題が指摘されており、優良事業者の認定制度や指針の改正が行われているが十分機能している状況ではありません。有料職業紹介事業者に頼らなくても福祉人材が確保できるよう、福祉専用窓口の設置などすべてのハローワークや福祉人材センターなどにおける福祉人材確保の機能をさらに強化していただくよう要望します。

(新規)

(4) 福祉・介護分野における生産性向上について

「医療・福祉サービス改革 医療・福祉改革プラン」(令和元年5月29日)や規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)では、医療・福祉分野の単位時間サービス提供の数値目標や人員配置基準の緩和が示され、「生産性の向上」として労働密度の強化や人員削減を推奨しています。

一方、厚生労働省が作成した「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」(令和4年3月発行)においては、「介護サービスにおける生産性向上」は、「介護の価値を高めること。」と明記されています。こうした背景には、これまで介護分野において、ユニットケアや小規模多機能型居宅介護など、非効率ではあるが、良質な個別ケアの提供が目指されてきた経緯があるためです。

介護分野に限らず福祉分野全体として、生産性向上の議論がサービスの質向上を蔑ろにした社会保障費の抑制につながるものとならないよう要望します。 (新規)

(5) 外国人人材への支援

外国人人材の受入れについては、厳しい国際競争の中で、優秀な人材が受入れられるよう、国際親善の考えを基本にした受入体制を整え、スピード感のある対応を国に働きかけていただきたい。

また、社会福祉法人・福祉施設における外国人人材の具体的な受入れに向けては、各制度の趣旨を深めていくと同時に、受入れに関する相談窓口の十分な活用が図られるとともに、受入れに係る費用面への支援拡充を要望します。

さらに、受入れた外国人人材については、我が国において安心して生活、就業できるように相談体制等のフォローアップの充実を図られるよう要望します。

(継続)

(6) 福祉の職場や仕事に対する理解促進に向けた広報の推進等

福祉人材確保のためには、福祉の仕事に対する社会全体の理解が重要です。

特に、次世代を担う若年層（小中学生・高校生等）に対する福祉の仕事の意義や重要性の理解促進、職業選択につながる働きかけが望まれます。社会福祉法人においても、小中学生・高校生を対象とした出前授業等の活動を行っているところですが、福祉行政、教育行政及び福祉関係者等、地域の多様な関係者が連携した継続的な取組が必要です。

山口県では、「地域医療介護総合確保基金」による人材確保施策の拡充を行うとともに、国、県において福祉・介護の仕事の本質的な意義のための広報活動を継続的に実施されるよう要望します。

(継続)

8 地域における公益的な取組の促進と法人経営基盤・環境整備の強化について

社会福祉法人がそれぞれに有する資源・機能・専門性を活かし、地域の実態に即して、地域で暮らす生活困窮者等、制度の狭間となっている人たちへの支援を地域における公益的な取組として積極的に行うため、法人経営基盤・環境整備の強化を図られるよう要望します。

(継続)

9 福祉サービス第三者評価の受審促進について

福祉サービス第三者評価事業について、全種別での受審促進が図られるよう、高齢、障害施設についても受審料の補助制度の創設を要望します。

(継続)

10 社会福祉事業への民間参入について

社会福祉法人が行っている社会福祉事業については、既に民間参入をしている事業もありますが、社会福祉事業はそもそも利益を目的として始まったものではありません。

利益配分が行える株式会社等の法人の参入により、質の低下やコンプライアンスの崩壊等を招く恐れがあることも十分に考慮して、民間参入については慎重に検討されるよう要望します。

(継続)